議案第65号

四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月19日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、3歳以上児の職員配置基準を改善するため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例 第20号)の一部を次のように改正する。

第29条、第31条、第44条及び第47条第2項中「おおむね20人」を「おおむね 15人」に、「おおむね30人」を「おおむね25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。